

[毒物及び劇物に関する法規]

(問1) から (問15) までの各問について、最も適切なものを選択肢1～5の中から1つ選べ。

この問題において、「法」とは毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)を、「政令」とは毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)を、「省令」とは毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)をいうものとする。

また、毒物劇物営業者とは、毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者をいう。

(問1) 次の記述は、法第1条及び第2条の条文の一部である。(ア)及び(イ)にあてはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

第1条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な(ア)を行うことを目的とする。

第2条 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び(イ)以外のものをいう。

(以下、略)

	(ア)	(イ)
1	取締	医薬部外品
2	取締	化粧品
3	規制	医薬部外品
4	規制	化粧品
5	許可	化粧品

(問2) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者に関する次のア～エの記述について、正しいものの組合せはどれか。

ア 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。

イ 毒物又は劇物の輸出業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を輸出してはならない。

ウ 特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途にも使用することができる。

エ 特定毒物使用者は、その使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り受け、又は所持してはならない。

1 (ア、イ) 2 (ア、エ) 3 (イ、ウ) 4 (イ、エ) 5 (ウ、エ)

(問3) 毒物劇物営業者の登録に関する次のア～エの記述について、正誤の組合せとして正しいものはどれか。

ア 販売業の登録は、店舗ごとに厚生労働大臣が行う。
 イ 製造業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。
 ウ 販売業者は、登録票の記載事項に変更を生じたときは、登録票の書換え交付を申請しなければならない。
 エ 輸入業者は、登録を受けた劇物以外の劇物を輸入しようとするときは、あらかじめ登録の変更を受けなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	誤	誤
2	正	誤	正	誤
3	正	誤	誤	正
4	誤	正	誤	正
5	誤	誤	正	正

(問4) 法第3条の4において、「引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。」と定められている。

この「政令で定めるもの」として、誤っているものはどれか。

- | | | |
|---------|---------|-------------|
| 1 ピクリン酸 | 2 塩素酸塩類 | 3 亜塩素酸ナトリウム |
| 4 ナトリウム | 5 酢酸エチル | |

(問5) 毒物劇物取扱責任者に関する次のア～エの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

ア 毒物劇物営業者が、毒物若しくは劇物の製造業及び販売業を併せて営む場合、その製造所及び店舗が互いに隣接しているとき、毒物劇物取扱責任者は、製造所と店舗を通じて1人で足りる。
 イ 18歳未満の者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。
 ウ 毒物又は劇物の製造業者が、毒物劇物取扱責任者を変更したときは、15日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
 エ 農業用品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、農業用品目のみを取り扱う製造業の製造所において、毒物劇物取扱責任者となることができる。

- | | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 1 なし | 2 1つ | 3 2つ | 4 3つ | 5 4つ |
|------|------|------|------|------|

(問6) 次のア～エのうち、毒物劇物取扱責任者になることができる者の組合せとして正しいものはどれか。

- ア 医師
- イ 薬剤師
- ウ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- エ 毒物劇物営業所において、5年以上毒物劇物取扱業務に従事した者

- 1 (ア、ウ) 2 (ア、エ) 3 (イ、ウ) 4 (イ、エ) 5 (ウ、エ)

(問7) 毒物劇物営業者の届出に関する次のア～ウの記述について、正誤の組合せとして正しいものはどれか。

- ア 製造業者は、毒物を製造する設備の重要な部分を変更したとき、変更後30日以内に届け出なければならない。
- イ 販売業者は、不要になった毒物を廃棄したとき、廃棄後30日以内に届け出なければならない。
- ウ 販売業者は、営業を廃止したとき、廃止後30日以内に届け出なければならない。

	ア	イ	ウ
1	正	正	正
2	誤	正	誤
3	正	誤	誤
4	正	誤	正
5	誤	誤	誤

(問8) 毒物又は劇物の取扱いに関する次のア～エの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

ア 特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあうことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
イ 毒物又は劇物の販売業者は、毒物若しくは劇物はその店舗の外に飛散したり、漏れることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
ウ 毒物又は劇物の製造業者は、その製造所の外において毒物若しくは劇物を運搬する場合には、毒物若しくは劇物が飛散したり、漏れることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
エ 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。ただし、相手方の求めに応じて毒物又は劇物を開封し、小分けして販売する場合はこの限りではない。

1 なし 2 1つ 3 2つ 4 3つ 5 4つ

(問9) 次の記述は、法第12条の条文の一部である。(ア)及び(イ)にあてはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

第12条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については(ア)をもつて「毒物」の文字、劇物については(イ)をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

	(ア)	(イ)
1	赤地に白色	白地に赤色
2	白地に赤色	赤地に白色
3	黒地に白色	白地に赤色
4	赤地に白色	黒地に白色
5	黒地に白色	赤地に白色

(問 10) 毒物劇物営業者が毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売するとき、譲受人から提出を受ける書面に記載されていなければならない事項はどれか。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 譲受人の職業 | 2 譲受人の電話番号 |
| 3 毒物又は劇物の使用目的 | 4 譲受人の健康保険証の番号 |
| 5 譲受人の年齢又は生年月日 | |

(問 11) 次の記述は、毒物又は劇物の交付に関する法第 15 条の条文である。(ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

第 15 条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- 一 (ア) 歳未満の者
- 二 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 麻薬、大麻、あへん又は(イ)の中毒者

2 毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第 3 条の 4 に規定する政令で定める物を交付してはならない。

3 毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生労働省令の定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。

4 毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から(ウ)年間、保存しなければならない。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	16	アルコール	3
2	18	覚せい剤	5
3	18	覚せい剤	3
4	20	アルコール	5
5	20	覚せい剤	3

(問12) 次の記述は、毒物又は劇物の廃棄に関する政令第40条の条文の一部である。
 (ア)～(エ)にあてはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

法第15条の2の規定により、毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

一 中和、(ア)、酸化、還元、(イ)その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。

二 ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ(ウ)し、又は揮発させること。

三 (エ)の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
1	電気分解	希釈	揮散	可燃性
2	電気分解	溶解	放出	引火性
3	加水分解	希釈	揮散	引火性
4	加水分解	溶解	放出	可燃性
5	加水分解	希釈	放出	可燃性

(問13) 法、政令及び省令の規定に照らし、「毒物又は劇物を車両を使用して運搬する場合で、当該運搬を他に委託し、その1回の運搬数量が1,000キログラムを超えるととき、その荷送人が、運搬人に対し、あらかじめ、書面を交付しなければならない事項」として、次のア～エのうち、正しいものの組合せはどれか。

ア 運搬する毒物又は劇物の名称
 イ 運搬する毒物又は劇物の製造年月日
 ウ 運搬を委託する年月日
 エ 事故の際に講じなければならない応急の措置の内容

1 (ア、イ) 2 (ア、ウ) 3 (ア、エ) 4 (イ、エ) 5 (ウ、エ)

(問 1 4) 次の記述は、毒物又は劇物の事故の際の措置に関する法第 1 7 条の条文の一部である。(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

第 1 7 条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第 1 1 条第 2 項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、(ア)、その旨を(イ)、(ウ)又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	3日以内に	保健所	市町村
2	3日以内に	厚生労働省	警察署
3	直ちに	厚生労働省	市町村
4	直ちに	保健所	市町村
5	直ちに	保健所	警察署

(問 1 5) 次のア～エのうち、法第 2 2 条第 1 項の規定により、都道府県知事(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)に業務上取扱者の届出をしなければならない者として、正しいものはいくつあるか。

ア 硫酸を使用して、しろありの防除を行う事業者
 イ アクリルニトリルを使用して、電気めっきを行う事業者
 ウ シアン化ナトリウムを使用して、金属熱処理を行う事業者
 エ 四アルキル鉛を含有する製剤を使用して、石油の精製を行う事業者

1 なし 2 1つ 3 2つ 4 3つ 5 4つ